

寄宿舎の生活

寄宿舎は以前からの旧舎を引き継いだ^が、明治19(1886)年の改築を機に、教員の当直により生徒の生活を指導・監督する生徒監事の制が設けられるなど、寄宿舎制度も刷新された。より多くの生徒の収容が可能となり、通学に不便な生徒の便宜を図るだけでなく、一層生徒の訓育の場としての側面に重きが置かれるようになった。

衣 明治19年から制服・制帽の着用開始



当時の規則によると、寄宿舎内でも基本的には制服で過ごしていたようである。

寄宿舎ニ在テハ居住制定の服装ヲナスヘシ
病氣ノ為止ムヲ得サル場合ニ於イテハ寄宿舎掛ノ指図ヲ受クヘシ
(寄宿舎細則第3条より)

制服着用時の生徒(明治43年頃)

食 食事は外部委託で、^{まかないかた}賄方が作った献立を舎監が検閲

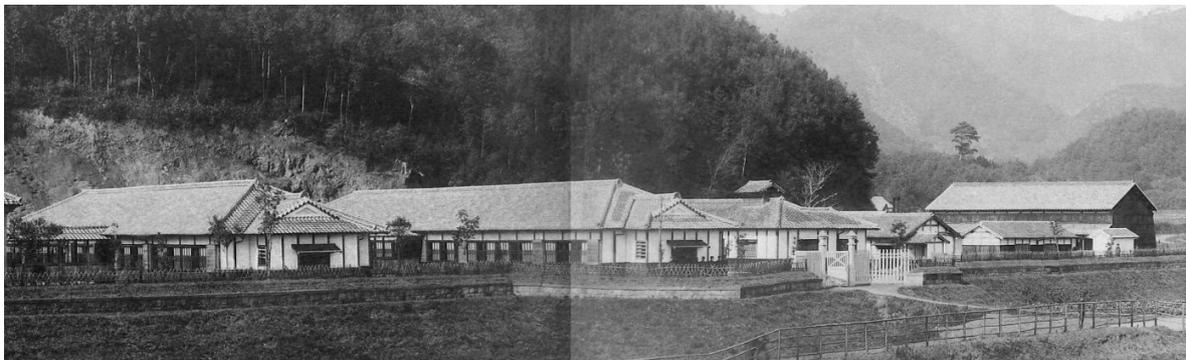
1人1日の食量は米5合1勺で、食費は1日7銭前後であった。(新築寮舎が落成した頃は、脚気症患者が多いことを考慮し、麦飯を採用していたようである。)

明治26年頃からは、食事委員の生徒が検閲を任されるようになり、高等学校に改制後の明治32年、生徒による自炊制になった。

住 明治19年、校舎大改築、新築寮舎が完成

以前の寮舎は1棟7室で希望者のみ収容としていたが、平屋2棟30室の新築寮舎の完成を機に、自宅通学か保証人宅通学を除き、生徒は全員寄宿舎に入舎させる方針とした。しかし、実際には部屋不足で完全には実施できなかった。

その後、何度かの改築を経て少しずつ部屋不足が解消され、高等学校へ改制後の明治28年の全棟改築に至り、全寮制がほぼ実現することとなる。



寄宿舎(明治20年頃の全景写真より抜粋)

左から 乙舎(南寮)、甲舎(北寮)、食堂・賄所、納屋(奥に炊爨所・浴室等)

■居住スペース 平屋2棟

制服として洋服着用が定められたことにともない、室内にはテーブル・椅子・寝台が置かれていた。各棟1室は舎監の部屋が設けられている。

- ・ 自習室：乙舎(南寮)14室・・・1室4坪 6人収容
- ・ 寝 室：甲舎(北寮)16室・・・1室4坪 4人収容
- ・ その他の部屋

応接所(来訪者とは応接所で面会し、部屋に入れることは禁止)

吸煙室 ※法律により未成年者の喫煙が禁止されたのは明治33年以降

音読室(発音が必要な学習を行うための部屋)

懲戒室

- ・ その他別棟

食堂・賄所^{すいさん}1棟 炊爨所1棟 浴場1棟



食堂の様子

生活費 (明治24年当時)

宿舎費：無料 / 食費:月2円10銭程度 /

炭油料:月15銭程度

授業料：本科月1円(予科60銭)

合計：月4円～6円程度(その他 書籍・被服費等含む)

寮生の1日

当時の規則によると、食事・入浴・就寝時間以外は自習時間に充てられていた。自習時間中は1部屋(6人部屋)毎に1人、寮生から選ばれた「机長」が取り締まりを担当しており、雑談・笑話することは禁じられていたのはもちろん、就寝時間まで許可なく寝室に入って休むこともできなかった。

また、稗史小説(通俗小説)の閲覧・囲碁・カルタ等の遊戯は禁止とあり、娯楽の類は禁じられていたようである。もっとも、規則通り過ごしていたとすれば、そのような時間はなかったと思われるが・・・。

朝飯後ヨリ始業時マテ及帰舎門ヨリ限就寝時マテヲ自修時間トス(寄宿舍細則第6条)

自修時間ハ静肅ヲ旨トシ猥リニ他席ヲ侵シ或ハ雑談笑話スル等凡テ他人ノ勤学ニ妨害アルコトヲ為スヘカラス(同第7条)

就寝時間ノ外ハ奇宿舍掛ノ許可ナクシテ寝室ニ入ルヲ許サス(同第14条)

寮生の生活は、舎監により管理・監督され、門限厳守の上、外出は厳しく制限されていた。外出する際は、事前に手続きを踏んで許可を得た上で、門衛に許可書を見せ、門限に遅れる時は保証人の証明書を添えて手続きしなければならなかった。常時、舎監による朝夕の点呼が行われていたが、就寝時間などに抜き打ちで行われることもあったようである。